

富生第49号の2
令和元年5月24日

静岡県知事 川勝 平太 様

富士宮市長 須藤 秀忠



富士宮南原太陽光発電所新設事業に係る第2種事業届出書に関する
意見について(回答)

平成31年4月26日付け環生第40号で照会があった標記の件について、別紙のとおり回答します。



担当 富士宮市環境部生活環境課環境保全係

電話 0544-22-1151

E-mail kankyo@city.fujinomiya.lg.jp

富士宮南原太陽光発電所新設事業に係る第2種事業届出書に関する意見書

第1 「環境影響評価その他の手続きが行われる必要があるかどうか」についての意見

当該事業の環境影響の程度は、著しいものとなるおそれがあり、環境影響評価その他の手続きが行われる必要があると考えます。

第2 第1の意見とする理由

富士宮市環境基本条例(平成15年富士宮市条例第31号)では、「環境の保全及び創造は、優れた自然環境を生かし、自然と人との共生を確保した美しく住みよい環境が将来にわたって維持されるよう、適切に行わなければならない。環境の保全及び創造は、優れた自然環境が損なわれることのないよう、循環型社会の構築を目指して、市、市民及び事業者が、それぞれの責務に応じた役割分担の下に協働し、自主的かつ積極的に行わなければならない。」と規定されています。

富士宮市富士山景観等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例(平成27年富士宮市条例第31号)では、「本市における富士山の景観、豊かな自然環境及び安全安心な生活環境は、先人から引き継がれたかけがえのない市民共通の財産として、現在及び将来の市民がその恵沢を享受することができるよう、その保全及び活用が図られなければならない。」と規定されています。

その他、富士宮市自然環境の保全及び育成に関する条例(平成22年富士宮市条例第105号)、富士宮市富士山景観条例(平成21年富士宮市条例第29号)及び第5次富士宮市総合計画(平成28年3月策定)において、世界遺産に登録された富士山の自然環境や景観の保全及び調和を求めています。

このような中、本件の第2種事業は、市内で最大規模の太陽光発電事業であり、開発区域周辺には学校や住居が存在し、本事業を施工することにより、この地域の人の健康及び生活環境並びに景観及び自然環境に対し、次に示すとおり著しい影響を及ぼすおそれがあると考えます。

- 1 当該第2種事業実施時の搬入車両・造成・伐採等による騒音・振動・粉じん、稼働時におけるパワーコンディショナ等からの騒音・低周波及び電磁波により、人の健康及び生活環境への影響が危惧されます。特にパワーコンディショナや送電施設からの電磁波が人の健康へ及ぼす影響について、その安全性を十分に検証し、万全の措置を講ずる必要があると考えます。
- 2 樹木伐採及び現況路盤の盛土・切土により流域変更となり、土砂等の流出により水質の悪化及び土砂災害のおそれがあります。このため、事業区域及び下流域への影響の検証及び土砂(客土)の流出等防止策を検討する必要があると考えます。

廃棄物に関しては伐採樹木や掘削土の処理、太陽光発電パネル廃棄時における環境影響が考えられます。

3 富士宮市富士山眺望点のうち、羽鮎山展望台からの眺望を阻害するおそれがあります。展望台からは、市街地の街並みと背後にそびえる富士山を眺めることができます。その一部に太陽光パネルが敷き並べられた空間が現れることによって、眺望環境にどのような変化が生じるのか、検証する必要があると考えます。

4 自然環境保全について

(1) 動植物に関する調査について、選定基準文献へ「富士宮市域自然調査研究報告書」、「富士山の自然と社会」、「静岡県植物誌」ほか、地域性を考慮した文献を追加するとともに、地域の有識者、専門家からの意見聴取などにより、調査時期、調査対象種目設定及び保全対策の検討を行う必要があると考えます。

植物の調査対象種の選定について、計画区域には明らかに生育していないと思われる種も含まれ、本事業に伴う環境アセスメント報告書は地域特性を考慮しない画一的な調査結果ではないかとも考えられます。

1997年から絶滅危惧種Ⅱ類（VU）に指定を受けたキンラン及び準絶滅危惧種（NT）のエビネが確認されています。また、鳥類の調査対象種としては、1998年から絶滅危惧種Ⅱ類（VU）に指定を受けたサンショウクイのさえずりが確認されています。このほか2004年からレッドリストの軽度懸念を受けているミヤマホオジロについても確認される可能性があるため、冬鳥調査を行う必要があると考えます。鳥類の調査については、5月29日及び8月2日の2日間のみ短期調査であり、冬季の調査もされていないため、調査期間の延長及び冬季調査を実施する必要があると考えます。

本事業に伴う環境アセスメント報告書に記載のあるフッキソウについては、比較的傾斜のある地域への移植計画が示されていますが、地形その他環境の変化により移植後の定着が懸念されます。環境の変化（日差し、乾燥等）により減衰することも考えられるため、移植後の経過観察期間については、1年のみではなく数年単位での観察が必要と考えます。

(2) 調査対象について、準絶滅危惧種（NT）や軽度懸念、要注目種を含めた調査を行うとともに、重要種に着目する以外に普通種も対象へ含め、生態系全体に配慮した調査を行う必要があると考えます。

植物では人為により衰退しつつある種として挙げられるコクランの確認情報が挙げられています。

蝶類については、静岡県を含め国内4か所でのみ局所的に生息する要注目種のコムラサキ（クロ型：地色が暗色で明色紋が少ない）が生息する可能性があります。同種については、レッドデータの指定はありませんが、希少種同様の

配慮が必要と考えます。また、同種はヤナギを食することから、沼久保の富士川流域で7～8月に必ず見られる種です。調査区域にも樹液を求めて飛来している可能性は高いと考えます。

このほか、要注目種であるオオムラサキは、前出のコムラサキと併せて確認されることがあり、過去には白尾台、沼久保周辺で目撃、採取された記録があります。食樹はエノキであり、成虫はクヌギ、コナラ、クワ、ヤナギ等の樹液、クリの花の吸蜜を行います。

上記の植生は本事業に伴う環境アセスメント報告書中、3.2.3 植生現況図中の落葉広葉樹二次林、二次草原、耕作地で確認され、飛翔力が極めて高い蝶種であるため、調査地域にも生息する可能性は高いと考えます。

同じく要注目種であるサトキマダラヒカゲは、白尾台、沼久保で目撃、採取記録があります。幼虫の食草はササ・タケ類であり、低地、低山地、森林周辺でよくみられる種であり、調査地域では必ず見られる蝶といえます。

絶滅危惧種ⅠA類のシルビアシジミは、富士宮市では絶滅している可能性がある種と考えられますが、同種の食草であるコマツナギやシロツメグサ、ウマゴヤシは計画地付近でも確認ができ、また、シルビアシジミはヤマトシジミと非常に似ているので、同定に注意を要した上で再調査を行う必要があると考えます。

同じく絶滅危惧種Ⅱ類に挙げられているウラナミジャノメは、1996年6月に白尾台公園で目撃記録があります。幼虫の食草はカヤツリグサなので、この地域にも生存の可能性はあります。

準絶滅危惧種のギフチョウは、旧沼久保小学校東側の丘陵地に過去生息していましたが、1960年代ごろに絶滅したと思われます。ただし、富士市に隣接する明星山にも過去生息していたため、これらの中間地である計画地にも生息する可能性があると考えられます。

また、ギフチョウの食草であるランヨウアオイ、ガギガタアオイは、山梨県南部、富士川周辺から、安倍川周辺までのエリアでは多く確認できる種のため、静岡県レッドデータへの掲載はありませんが、全世界で同エリア以外では確認できない希少な固有植物です。同種は研究者によりフォッサマグナ地域（火山地域における種分化の進行しつつある地域で、固有種も多い）に生育するカンアオイ属植物の生態分布の調査研究も進められており、局所的に生息する要注目種と捉えられます。

また、計画地付近は多様なシダ植物類が確認される区域であり、杉林内にてベニシダ、イノデ、フモトシダ、リョウメンシダなどが確認されています。いずれも重要種ではありませんが、多種シダ類が確認できる貴重な区域と考えます。

以上、「富士宮市自然環境の保全及び育成に関する条例」に鑑み、蝶類については、食草、食樹など、食性などの種ごとの特性を考慮した上で、普通種を含め、広く生態系全体に配慮をした調査及び対策が必要と考えます。